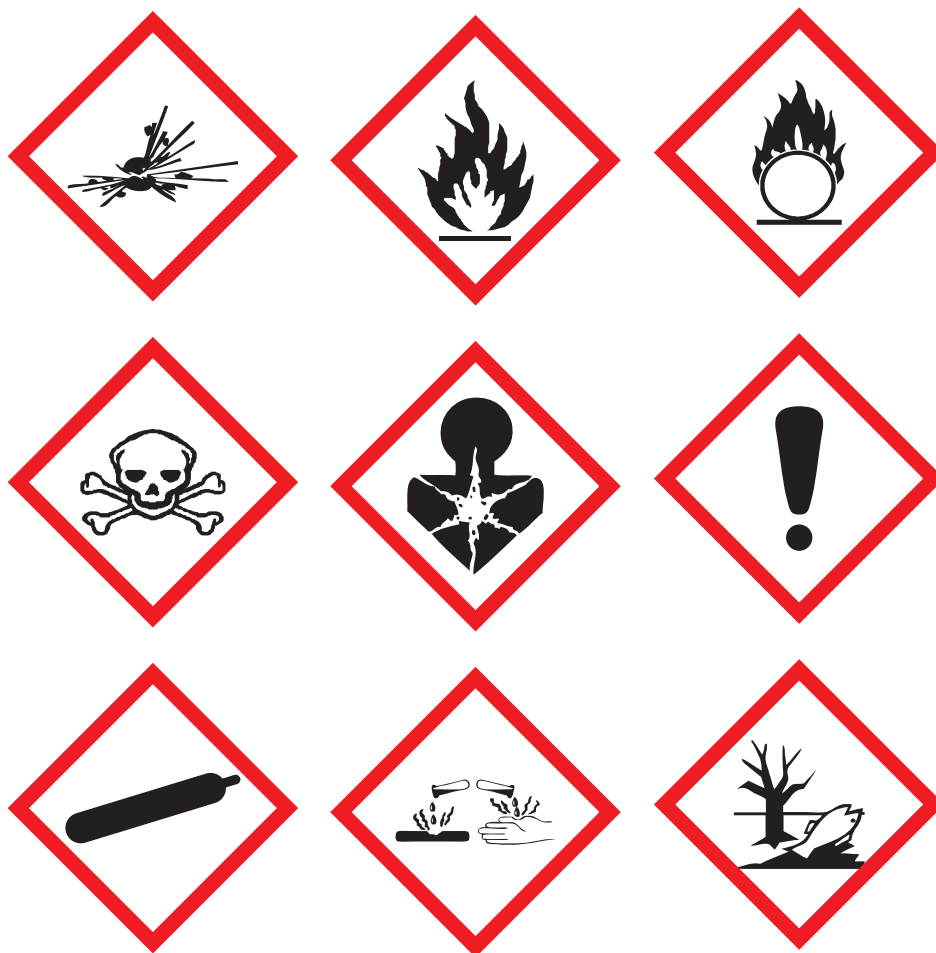


化学物質等の 表示・文書交付制度のあらまし



職場で化学物質を取り扱う際に、その危険性又は有害性、適切な取扱い方法等を知らなかったことによる爆発、中毒等の労働災害が依然として発生しています。

このような労働災害を防止するためには、その化学物質の危険性又は有害性の情報が確実に伝達され、伝達を受けた事業場は、その情報を活用して適切な化学物質管理を推進することが重要です。

国際的には、平成15年に、引火性、発がん性等の危険有害性の各項目に係る分類を行い、その分類に基づいて、絵表示や注意喚起語等を含むラベルや化学物質等安全データシート(MSDS)を作成・交付すること等を内容とする「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」が国際連合から勧告として公表されたところです。

このGHS国連勧告を踏まえ、表示・文書交付制度を改善した改正労働安全衛生法が平成18年12月1日に施行されました。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 改正労働安全衛生法における表示・文書交付対象物質

GHS国連勧告は、危険有害性を有するすべての化学品（純粋な化学物質、その希釈溶液、化学物質の混合物等を含みます。）を適用範囲としています。改正労働安全衛生法の表示・文書交付対象となる物質は、以下のとおりとなります。

1 表示対象となる物（100物質及びそれを含有する混合物）

(1) 製造許可の対象物質（7物質）

(2) 労働安全衛生法施行令で定める表示対象物質（93物質）

（これまでの表示対象物質に次の危険物8物質を追加〔平成18年12月1日施行〕）

- ① エチルアミン ② 過酸化水素 ③ 次亜塩素酸カルシウム
- ④ 硝酸アンモニウム ⑤ ニトログリセリン ⑥ ニトロセルロース
- ⑦ ピクリン酸 ⑧ 1,3-ブタジエン

（これまでの表示対象物質に次の有害物2物質を追加〔平成21年4月1日施行〕）

- ① ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）
- ② 砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）

※三酸化砒素は、砒素及びその化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）に含まれるため、これまでどおり表示対象となります。

(3) 上記物質を含有する混合物（表示対象物質ごとに裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の、当該値）が定められています。）

2 文書交付対象となる物（640物質及びそれを含有する混合物）

(1) 製造許可の対象物質（7物質）

(2) 労働安全衛生法施行令で定める文書交付対象物質（633物質）

（これまでの文書交付対象物質に次の危険物3物質を追加〔平成18年12月1日施行〕）

- ① 次亜塩素酸カルシウム ② 硝酸アンモニウム ③ ニトロセルロース

(3) 上記物質を含有する混合物（文書交付対象物質ごとに裾切値が定められています。）

※ 一般消費者の生活の用に供される製品は除きます。

なお、「一般消費者の生活の用に供される製品」には以下のものが含まれます。

- ① 薬事法に定められている医薬品・医薬部外品及び化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品



2 ラベル記載事項について

ラベルに記載する事項は以下のとおりです。

(1) 名称

化学物質等又は製品の名称を記載してください。

(2) 成分

各成分のうち表示対象物質に該当するものを記載してください(成分ごとの含有量の記載は不要です。)
なお、表示対象物質以外の成分についてもできる限り記載してください。

(3) 注意喚起語

原則として、GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aにより割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言(「危険」又は「警告」)を記載してください。

ただし、混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の危険性又は有害性を表す注意喚起語を、安全衛生情報センター(運営:中央労働災害防止協会)のホームページ(<http://www.jaish.gr.jp/>)に公表されているラベル記載例(モデルラベル)等の情報を参考にして、各物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHSに従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、注意喚起語の記載を要しません。

(4) 人体に及ぼす作用・安定性及び反応性

原則として、GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載してください。

ただし、混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の危険性又は有害性を表す「危険有害性情報」の欄に示されている文言を、モデルラベル等の情報を参考にして、各物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHSに従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、人体に及ぼす作用、安定性及び反応性の記載を要しません。

(5) 貯蔵又は取扱い上の注意

化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するため取るべき推奨措置を記載してください。

(6) 標章

原則として、GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aにより割り当てられた「絵表示」の欄に示されている標章を記載してください。

ただし、混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の危険性又は有害性を表す標章を、モデルラベル等の情報を参考にして、各物質ごとに記載することで差し支えありません。

なお、GHSに従い分類した結果、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、標章の記載を要しません。

(7) 表示をする者の氏名、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所及び電話番号を記載してください。

3 ラベル表示の例

●ラベルには以下のものを明記してください。

（名称／成分／人体に及ぼす作用／貯蔵又は取扱い上の注意／表示する者の氏名、住所、電話番号／注意喚起語／標章／安定性及び反応性）



（ラベルの記載例）

エチレンイミン Ethyleneimine （成分：エチレンイミン）	
   	
危険	
<危険有害性情報> ・引火性の高い液体及び蒸気 ・飲み込むと生命に危険（経口） ・皮膚に接触すると生命に危険（経皮） ・吸入すると生命に危険（蒸気） ・重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ ・遺伝性疾患のおそれ ・発がんのおそれの疑い ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、腎臓、肝臓、肺の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ ・長期又は反復ばく露による腎臓、肝臓、呼吸器系の障害 ・水生生物に有害 ・長期的影響により水生生物に有害	
<注意書き> 【安全対策】 ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・使用前に取扱説明書を入手すること。 ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。 ・個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。 ・呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 ・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ・眼、皮膚又は衣類に付けないこと。 ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・取扱い後はよく手を洗うこと。 ・汚染された作業衣を作業場から出さないこと。 ・環境への放出を避けること。 【救急処置】 ・火災の場合には適切な消火方法をとること。 ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・飲み込んだ場合、口をすぐぐと。無理に吐かせないこと。 ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 ・ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。 ・飲み込んだ場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。口をすぐぐと。 ・眼に入った場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ・吸入した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚に付着した場合、直ちに医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚刺激又は発疹がおきた場合は、医師の診断、手当てを受けること。 【保管】 ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施設して保管すること。 【廃棄】 ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。	
厚労株式会社 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 TEL 03-〇〇〇〇-xxxx FAX 03-〇〇〇〇-△△△△	

（赤字:追加となった項目）

名称

成分
（含有量は不要）

標章

注意喚起語

安定性及び
反応性

人体に
及ぼす作用

貯蔵又は
取扱い上の
注意

氏名(法人名)
住所(所在地)
電話番号

4 成分ごとの表示方法の例

表示対象物質である原料A、Bと表示対象でない原料Cを混合して、製品Dを製造する場合の製品Dの成分ごとの表示方法の例を示します。

＜名 称＞ 製品名等を記載してください。

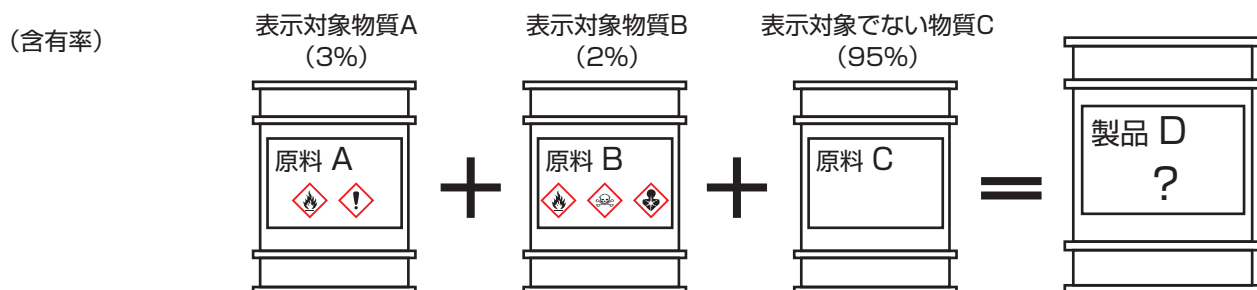
＜成 分＞ 含有する表示対象物質の名称を記載してください。なお、表示対象物質以外の成分についても、できる限り記載してください。

＜注意喚起語＞、＜人体に及ぼす作用＞、＜安定性及び反応性＞

原則として、以下の①のように、製品DについてGHSに従った分類をして表示を行うこととなりますが、製品DについてGHSに従った分類を行うことができない場合は、②のように、含有する表示対象物質の純物質としての情報を、各物質ごとに記載してください。

＜貯蔵又は取扱い上の注意＞

化学物質へのばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するため取るべき措置を記述した文言を記載してください。



危険有害性の 分類・区分	引火性液体	3	1	—	—
	急性毒性	4	1	—	1
	皮膚感作性	—	—	1	1
	発がん性	—	1	—	1

①製品Dの分類で表示する場合

製品D (成分：A、B、C)

危険

危険有害性情報

1. 飲み込むと生命に危険（経口）
2. アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
3. 発がんのおそれ

注意書き

1. xxxxxxxxxxxx
2. xxxxxxxxxxxx
3. xxxxxxxxxxxx
4. xxxxxxxxxxxx
5. xxxxxxxxxxxx
6. xxxxxxxxxxxx
7. xxxxxxxxxxxx
8. xxxxxxxxxxxx

氏名（法人名）、住所および電話番号

②成分ごとに表示する場合

製品D (成分：A、B、C)

A

警告

危険有害性情報

1. 引火性液体
2. 飲み込むと有害（経口）

B

危険

危険有害性情報

1. 極めて引火性の高い液体
2. 飲み込むと生命に危険（経口）
3. 発がんのおそれ

注意書き

1. xxxxxxxxxxxx
2. xxxxxxxxxxxx
3. xxxxxxxxxxxx
4. xxxxxxxxxxxx
5. xxxxxxxxxxxx
6. xxxxxxxxxxxx
7. xxxxxxxxxxxx
8. xxxxxxxxxxxx

氏名（法人名）、住所および電話番号

5 MSDS記載事項について

MSDSに記載する事項は、以下のとおりです。

なおJISZ7250:2005に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。

(1) 名称

化学物質等又は製品の名称を記載してください。

(2) 成分及びその含有量

各成分のうち文書交付対象物質に該当するものを記載してください。

なお、文書交付対象物質以外の成分及びその含有量についてもできる限り記載してください。

(3) 物理的及び化学的性質

各事業者が使用してきたMSDS等の情報を参考にして、化学物質等の外観、pH、融点、凝固点、沸点、初留点、引火点等の情報を記載してください。

なお、安全衛生情報センター(運営:中央労働災害防止協会)のホームページ(<http://www.jaish.gr.jp/>)に公表されているMSDS記載例(モデルMSDS)も参考にできます。

(4) 人体に及ぼす作用

急性毒性、皮膚腐食性・刺激性等の有害性に関する情報を記載してください。

なお、混合物において、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する文書交付対象物質の情報を、各物質ごとに記載してください。

(5) 貯蔵又は取扱い上の注意

適切な保管条件、取扱い上の注意等の情報を記載してください。

なお、モデルMSDS等の情報を参考にできます。

(6) 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

緊急時の応急措置、火災時の措置、漏出時の措置を記載してください。

なお、モデルMSDS等の情報を参考にできます。

(7) 通知を行う者の氏名、住所及び電話番号

化学物質等を譲渡し又は提供する者の氏名(法人の場合は法人名)、住所及び電話番号を記載してください。

(8) 危険性又は有害性の要約

GHSに基づく分類がなされた場合は、「危険性又は有害性の要約」については、化学物質等の有する危険性又は有害性の分類及びラベル要素(「注意喚起語」、「人体に及ぼす作用」、「安定性及び反応性」及び「貯蔵又は取扱い上の注意」)を記載してください。

(9) 安定性及び反応性

化学物質等の危険性に関する情報(避けるべき条件、混触危険物質、予想される危険有害な分解生成物)を記載してください。

なお、モデルMSDS等の情報を参考にできます。

(10) 適用される法令

化学物質等に適用される法令の名称及び当該法令に基づく規制に関する情報を記載してください。

(11) その他参考となる事項

その他、当該物を取り扱う上で重要な記載事項を記載してください。

6 危険物輸送に係る標識について

「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」や「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」に定められた標識等を表示している場合、その標識等が労働安全衛生法に定められた標章となります。

7 経過措置について

新たに表示の対象となる以下のもののうち平成21年4月1日において現に存するものについては、平成21年9月30日までの間は表示規定が適用されません。ただし、三酸化砒素又はこれを重量の0.1%以上含有する製剤その他の物については、従前のとおり表示規定が適用されます。

- ① ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)又はこれをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物
- ② 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)又はこれらをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物

8 表示ラベルの作成支援システムについて

安全衛生情報センター(運営:中央労働災害防止協会)のホームページにおいて、従来ラベルに対する追加ラベルを簡単に印刷できる表示ラベルの作成支援システムを公開しておりますので御活用ください。

(<http://www.jaish.gr.jp/>)

9 問い合わせ先について

労働安全衛生法における化学物質等の表示・文書交付制度に関する詳細については次の窓口にお問い合わせください。

- 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
(電話 03-5253-1111 内線5517、5514)
- 中央労働災害防止協会化学物質管理支援センター(電話 03-3452-3373)
- 各都道府県労働局安全衛生課又は労働衛生課

